公　告

諸　事　項

工場財団

長野県安曇野市三郷温3788番地**日本電熱株式会社**の工場財団に長野県北安曇郡松川村5268番地日本電熱株式会社松川工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成28年4月12日

長野地方法務局大町支局

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年4月12日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

1　処分をした年月日　平成28年３月29日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社中村土木建設　中村　義幸　愛知県東海市大田町松崎331－１　国土交通大臣許可（般・特－24）第19818号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内における土木工事業及び建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業及び建築工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事及び建築一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成28年４月13日から平成28年５月４日までの22日間

4　処分の原因となった事実　同社は、平成21年３月１日から平成27年11月９日までの複数回にわたり、経営事項審査を受けずに、その間に複数の公共工事（建設業法施行令第27条の13に規定する工事）の請負契約を締結していた。

このことが、建設業法第27条の23第１項に違反し、同法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の62第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年４月12日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年３月24日

2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　齊間　孝一　第3000348号

3　処分の内容　確認検査の業務の禁止７月と20日

4　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築物（１件）の完了検査において、法第64条の規定に適合していないことを見過ごし、検査済証を交付させた。

また、別の建築物（１件）の確認審査において、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第123条第２項第１号、第126条の４第１項及び法第27条第１項第１号の規定に適合していないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

また、別の建築物（１件）の確認審査において、施行令第119条の規定に適合していないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

また、別の建築物（３件）の確認審査において、施行令第112条第９項の規定に適合していないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

また、別の建築物（１件）の確認審査において、施行令第112条第２項及び第９項の規定に適合していないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の62第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年４月12日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年３月24日

2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　武藤　秀明　第0004127号

3　処分の内容　確認検査の業務の禁止５月

4　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築物（１件）の完了検査において、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第112条第９項の規定に適合していないことを見過ごし、検査済証を交付させた。

また、別の建築物（１件）の確認審査において、施行令第23条第１項及び第119条の規定に適合していないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

また、別の建築物（１件）の確認審査において、施行令第23条第１項の規定に適合していないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

また、別の建築物（２件）の確認審査において、施行令第112条第９項の規定に適合していないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

また、別の建築物（１件）の確認審査において、施行令第119条及び第126条の２第１項の規定に適合していないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の62第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年４月12日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年３月24日

2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　岩井　誠二　第3802号

3　処分の内容　確認検査の業務の禁止２月

4　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築物（１件）の確認審査において、法第58条の規定に適合していないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

また、別の建築物（１件）の確認審査において、法第40条の規定に基づく地方公共団体の条例の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項の規定による処分をしたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年４月12日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年３月24日

2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　坂本　孝男　第3000526号

3　処分の内容　確認検査の業務の禁止１月と10日

4　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築物（１件）の完了検査において、法第40条の規定に基づく地方公共団体の条例の規定に適合しないことを見過ごし、検査済証を交付させた。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第１２３号

東京都中央区八重洲２丁目６番17号

申立人　東京信用保証協会

本籍埼玉県ふじみ野市亀久保1777番地、最後の住所埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目２番12―1501号、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日平成26年５月18日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和34年３月10日、職業会社役員

被相続人　亡　松島　幸次

埼玉県川越市元町２－４－11　弁護士法人川越法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大塩　　慧

さいたま家庭裁判所川越支部